AKI Aozora Key Information あおぞら キー インフォメーション
2008. 1月 VOL.27
あおぞら人事・労務サポート 発行

1. ねんきん特別便につきまして

一体いつになったら解決するのか、なかなか見通しの立たない年金記録問題。行政も対応に躍起です。

現在、社会保険庁では「ねんきん特別便」なるものを、公的年金加入者、年金受給者に随時送付しています。

この「特別便」は、「宙に浮いた記録」の名寄せ作業の結果、記録が結びつく可能性がある方について、まず20年3月までに送付するもの。封筒の表に「ねんきん特別便」の記載があったら要注意！です。必ず中を確認して下さい。

中には「年金記録のお知らせ」という用紙が入っています。まずこれで、ご自身の生年月日や基礎年金番号、これまでの加入記録をしっかり確認して下さい。その上で、記録の漏れや間違いがありそうな場合など、「特別便」の内容に納得がいかないときは同封されている「照会票」に当該事項を書き込み、返信することとなります。

4月以降は上記以外の方についても、送付の対象となりますが、記録に全く心配がないわけではありません。なぜなら、名寄せ作業は100%ではありませんし、そもそも社会保険庁に記録が存在しない場合は名寄せができません。4月以降に特別便が送られてきた場合も、じっくりご確認の上、少しでも間違っていると感じたら、必ず行政に確認しましょう。

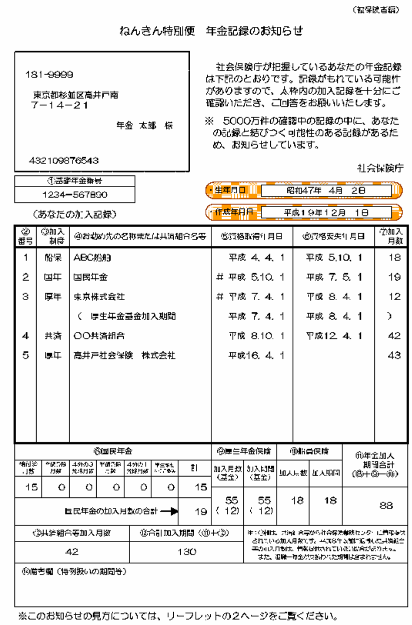
（被保険者用）

ねんきん特別便　年金記録のお知らせ

181-9999
東京都杉並区高井戸南
7−14−21
年金 太郎 様
432109876543

社会保険庁が把握しているあなたの年金記録は下記のとおりです。記録がもれている可能性がありますので、太枠内の加入記録を十分にご確認いただき、ご回答をお願いいたします。
※ 5000万件の確認中の記録の中に、あなたの記録と結びつく可能性のある記録があるため、お知らせしています。
社会保険庁

①基礎年金番号 1234−567890
生年月日 昭和47年 4月 2日
作成年月日 平成19年12月 1日

（あなたの加入記録）

②番号	③加入制度	④お勤め先の名称または共済組合名等	⑤資格取得年月日	⑥資格喪失年月日	⑦加入月数
1	船保	ABC船舶	平成 4. 4. 1	平成 5.10. 1	18
2	国年	国民年金	# 平成 5.10. 1	平成 7. 5. 1	19
3	厚年	東京株式会社	# 平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	12
		（ 厚生年金基金加入期間	平成 7. 4. 1	平成 8. 4. 1	）
4	共済	○○共済組合	平成 8.10. 1	平成12. 4. 1	42
5	厚年	高井戸社会保険 株式会社	平成16. 4. 1		43

⑧国民年金							⑨厚生年金保険		⑩船員保険		⑪年金加入期間合計（⑧+⑨+⑩）
[illegible]	[illegible]	4分の3[illegible]	[illegible]	4分の1[illegible]	[illegible]	計	加入月数（基金）	加入期間（基金）	加入月数	加入期間	
15	0	0	0	0	0	15	55（12）	55（12）	18	18	88
国民年金の加入月数の合計 →						19					

⑫共済組合等加入月数	⑬合計加入期間（⑪+⑫）
42	130

[illegible]

⑭備考欄（特例扱いの期間等）

※このお知らせの見方については、リーフレットの2ページをご覧ください。

「年金記録のお知らせ」サンプル：社保庁 HP より

2. 台帳の保存はいつまで？

従業員の採用にあたり、会社は労働者名簿、賃金台帳、出勤簿等の書類を作成することとなりますが、これらの書類はいつまで保存しておくものなのでしょうか？今回は一覧表にまとめましたので、確認してください。

労働基準法上で定められたもの、労組協定等の書類、その他の労働関係書類、それぞれ保存の期間や、起算日も違います。例えばこの保存期間の起算日は「労働者名簿：労働者の退職の日」「賃金台帳：最後に記入した日」「出勤簿：その完結の日」です。

社会保険の総合調査、労働基準監督署の臨検監督など、行政の調査が入った場合、備え付けや保存をしていないことで、より厳しい処分になることもあります。出来ればファイリングして定められた期間、きちんと保存する習慣をつけておきましょう。

＜会社が作成・保存する労務関係書類の保存期間＞
◎労働基準法で定められているもの
労働者名簿、賃金台帳、出勤簿 ：3年間
◎その他の労働関係書類
労使協定の書類、雇入れ・退職に関する書類：3年間
（ただし退職金に関するものは5年が望ましい）
一般健康診断個人票：作成日から5年間
労災保険関係の書類：3年間
労働保険料徴収・納付に関する書類：3年間
雇用保険の被保険者関連の書類：退職日から4年間
（その他は2年間）
健康保険・厚生年金に関する書類：2年間

3. 年末年始の休業のお知らせ

年末年始は12/29（土）〜1/3（木）までお休みをいただきます。

● 編集後記 ●

先日、大学病院で親不知の抜歯手術をしたのですが、すごいですね、あれは。想像以上に痛いし、怖いし、腫れるし、なにより回復に時間がかかり、4，5日寝込みました。まだ、親不知を抜いていない方、要注意ですよ、特に下の歯！（年末、年始の話題とはズレてるなぁ。）
年明けにすることは、スケジュール帳に今年の抱負を書くこと。繰越内容を含めて書くといつも、同じようなことが並んでしまいます…。
（ちょっとフライングですが）2008年今年もよろしくお願いいたします。（秋山）

社会保険労務士事務所
あおぞら人事・労務サポート
秋山幸子（登録NO.13050514）
三鷹市下連雀 4-15-33-710
TEL:0422−44−9487
FAX:0422−44−9477
E-mail: info@aozora-sr.com
URL: www.aozora-sr.com

責任編集：社会保険労務士
秋山・隅谷・玉川・安部（武蔵野支部）